

2022年3月7日

## 株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目4番3号  
株式会社ソリトンシステムズ  
代表取締役社長 鎌 田 信 夫

### 第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

当社第44回定時株主総会を下記により開催しますので、ご通知申しあげます。

本株主総会につきましては、株主の皆様の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施させていただいた上で、開催させていただきます。また今回は、本株主総会の模様をインターネットでライブ配信することにより、ご来場いただけない皆様にも、リアルタイムで視聴いただける様にいたします。

インターネット・ライブ配信の視聴方法につきましては、3ページをご参照ください。その場合、当日の採決に参加しての議決権行使を行うことはできませんので、後記の株主総会参考書類をご検討の上、書面またはインターネットにより事前の議決権を行使していただきますよう、お願い申しあげます。

#### 〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月23日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

#### 〔インターネットによる議決権行使の場合〕

パソコン、スマートフォン等から当社指定の議決権行使ウェブサイト  
ウェブ行使  
(<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、  
2022年3月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してください。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都新宿区新宿二丁目4番3号  
株式会社ソリトンシステムズ 本社 7階ホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第44期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第44期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.soliton.co.jp>) に掲載しております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査等委員会が監査をした事業報告に含まれております。また、上記②及び③は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。

以 上

- 
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願いします。
  - ・議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
  - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.soliton.co.jp>) に掲載させていただきます。また株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を変更する場合がございますが、その場合にも同ウェブサイトに掲載いたしますので、発信情報をご確認いただくよう、併せてお願い申し上げます。

## 株主総会当日のライブ配信につきまして

当日の様子は、インターネットのライブ配信を通じて、ご覧いただくことができます。

### ■視聴URL取得ページ

<https://soliton-seminar.com/kabunushi/>

ブラウザは、「Google Chrome」または「Safari」の最新バージョンをご利用ください。

①株主番号 と ②郵便番号 を入力の上、表示される視聴URLからアクセスしてください。

スマートフォンを利用して右の「QRコード」を読み取り、アクセスすることも可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



配信開始は、2022年3月24日（木） 10：30を予定しております。

### ※ご注意事項

1. ライブ配信をご視聴の株主様は、株主総会に「出席」したものと取り扱われません。また、当日の採決に参加しての議決権行使を行うこともできませんので、事前に書面またはインターネットによる議決権行使をお願いいたします。
2. 通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害が発生する可能性がございますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。
3. ご使用の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。
4. 当社ウェブサイトやライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。
5. ライブ配信においては、コメントを送信することができます。ただし、株主総会にご出席の株主様からのご質問に優先的に回答することを予定しており、コメントを頂戴しても、これを紹介できない場合もございます。また、上記のとおりライブ配信をご視聴の株主様は株主総会に出席したものと取り扱われませんので、コメントの送信は、株主総会における正式な質問とは取り扱われず、また、コメントの送信によって動議を提出することもできません。以上、あらかじめご了承をお願い申し上げます。
6. ご視聴方法等に関するお問い合わせ

電話番号：03-5360-3844

【受付時間：平日9：00～17：30】

## (提供書面)

# 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度について、新型コロナウイルスによって、依然として、我々のあらゆる行動、経済活動が大きく制約されています。ワクチン接種の進展により行動制限がかなり緩和され、なんとか諸活動が復活できそうと期待されました。しかし、半導体や電子部品等の供給不足、サプライチェーンの混乱です。この解決は重く、時間を要します。原材料・原油価格等の高騰でインフレ圧力が高まり、世界経済を失速させるリスクもあります。それに、年末に感染力の強い新たな変異株が出現、先行きの不透明感を払拭できない状況となりました。

コロナで一挙に、しかもグローバルに知られるに至ったウイルスという生き物、この特異な生き物は人類に何を語りたいのか、医療従事者でない人々にとっても奥深い、歴史の長い、宇宙レベルのテーマと推察されます。

IT投資については、新型コロナウイルス感染症対策と両立する社会経済活動の実現と国際競争力の強化のため、企業のみならず官公庁/自治体も、DX（デジタルトランスフォーメーション）とクラウド活用の動きが加速した1年と言えよう。2021年9月にはデジタル庁が発足し、官民の新時代のデジタルインフラ構築に向け始動しました。IT環境がダイナミックに転換する中、セキュリティは必要十分な対策を明確に提示しにくくなっております。当社は自社技術によるユニークな製品とサービスを軸に体系的かつ実践的なセキュリティ対策の提案に努めました。

このような環境下、当社グループの業績について、売上高は17,389百万円(前期比5.7%増)、営業利益は2,367百万円(前期比26.8%増)、経常利益は2,494百万円(前期比28.2%増)となりました。なお、特別利益について、海外子会社が抱えていた債務の一部について時効を迎え債務免除益93百万円が生じ、特別損失で投資有価証券評価損50百万円を計上しました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,872百万円(前期比26.3%増)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

#### [ITセキュリティ事業]

売上高は16,299百万円（前期比5.6%増）、セグメント利益は3,222百万円（前期比16.2%増）となりました。

自社製品／サービスの販売が堅調に伸長し、セグメント売上高と利益は増収増益になりました。日本中の小中学校にネットワークを導入する「GIGAスクール構想」向けに、ネットワークの安定と安全を確保する「NetAttestシリーズ」や有害サイトへのアクセスを防止する「Soliton DNS Guard」の販売が好調でした。セキュアなテレワークを実現する「Soliton SecureDesktop」（以下、「SSD」）の販売は、官民とも需要が順調でクラウドサービスでの提供が中心のため安定的な成長になりました。また、次期より自治体のセキュリティ強化が本格化します。自治体では、インターネットに接続しメールの送受信やWeb閲覧等で使用される情報系ネットワークと顧客情報や機密情報が保存されている基幹系ネットワークを分離し、セキュリティの強化を図っております。当社はネットワーク分離向けソリューションのパイオニア的存在であり、ネットワーク分離のセキュアな環境を維持しつつ高い利便性を実現する「FileZen S」や「Soliton SecureBrowser」の提案を推進しました。

#### [映像コミュニケーション事業]

売上高は940百万円（前期比2.2%増）、セグメント利益は87百万円（前期比71.8%増）となりました。

新型コロナウイルス感染症により東京オリンピック・パラリンピックの規模が縮小し開催されたことや野外イベントの中止等で上期の販売は苦戦しましたが、下期に国内のパブリックセイフティ分野（防災、治安、危機管理）での販売を積み上げ、増収増益となりました。また、次期に向け、4K映像を低遅延で伝送する「Smart-telecasterシリーズ」の新製品の開発を進めました。Amazonの要請により高画質、低遅延エンジンを稼働したクラウドサービスの開発も推進しました。展開は次期になると予想します。いずれもエンターテインメント、モビリティ、医療、建機の遠隔操作等の分野で、5G通信の特性を生かした新たなサービスを創出することを期待しております。

[Eco 新規事業開発]

売上高は148百万円（前期比56.1%増）、セグメント損失は244百万円（前期はセグメント損失244百万円）となりました。

既存の人感センサーの販売が底堅く推移し増収となりましたが、新たにアナログエッジAIチップの開発を開始したことで、前期並みのセグメント損失を計上しました。当該AIチップはこれまで培ってきたアナログ回路技術をベースに超低消費電力で動作することをターゲットとしており、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に採択されました。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は324百万円で、その主なものは、OA機器・業務用ソフトウェアの購入、販売用ソフトウェアの取得、自社利用ソフトウェアの取得等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 41 期 (2018年12月期)	第 42 期 (2019年12月期)	第 43 期 (2020年12月期)	第 44 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高(百万円)	15,266	15,552	16,457	17,389
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	329	660	1,483	1,872
1株当たり当期純利益(円)	17.00	34.83	78.27	101.08
総 資 産(百万円)	13,106	14,051	16,014	17,305
純 資 産(百万円)	6,013	6,543	7,032	8,477
1株当たり純資産額(円)	316.25	344.21	377.64	457.12

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
索利通ネットワークシステム（上海）有限公司	2,000千米ドル (222百万円)	100.0%	・通信情報機器・ソフトウェア・ 映像伝送システム等の販売 ・ソフトウェアの受託開発
Soliton Systems Development Center Europe A/S	17,979千DKK (353百万円)	100.0%	・クラウドサービスのセキュア・ プラットフォームの開発

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社を含めて、計8社であります。

2. Soliton Systems Development Center Europe A/Sは、2020年8月27日開催の取締役会で解散を決議し、清算手続き中であります。

### (4) 対処すべき課題

1. もう少し、おもしろい製品、サービスを開発すること、しかも国際化にこだわること。
2. IRを強化して、企業活動をわかりやすく発信すること。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループは、当社（株式会社ソリトンシステムズ）、その他の関係会社1社、連結子会社8社、非連結子会社1社により構成されております。

当社グループのセグメント別の営業種目及び当社と関係会社の位置付けは次のとおりです。

セグメントの名称	主な営業種目	会社名
ITセキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報漏洩対策、認証とアクセス制御、テレワークの為のセキュリティ対策、サイバーセキュリティ対策などの製品/クラウドサービスの開発・販売</li> <li>・IoTのためのセキュリティ対策と脆弱性検出</li> <li>・企業向けネットワークインテグレーションと運用サービスの提供</li> </ul>	当社 索利通網絡系統（上海）有限公司 Soliton Systems Singapore Pte.LTD. Soliton Systems, Inc. Soliton Systems Development Center Europe A/S Giritech A/S 株式会社Sound-FinTech 株式会社On My Ways
映像コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイル回線による高品質のリアルタイム映像伝送システム「Smart-telecaster」の開発・販売</li> </ul>	当社 Soliton Systems Europe N.V.
Eco 新規事業開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アナログ・デジタル混合半導体デバイスの開発・販売</li> <li>・映像伝送システム等の開発・販売</li> </ul>	当社 Y Explorations, Inc.

- (注) 1. その他の関係会社の(株)Zen-Noboksは、当社株式の44.4%を所有している資産管理会社ですが、当社の事業との取引関係がないため、表から除外しております。
2. 当連結会計年度において、Militus, Inc. は持分比率が低下したため、持分法適用会社から外れました。
3. Soliton Systems Development Center Europe A/S及びGiritech A/Sは、2020年8月27日開催の取締役会で解散を決議し、清算手続き中であります。



(6) 主要な事業所 (2021年12月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区	名古屋営業所	名古屋市中区
J R 新宿ミライナ タワーオフィス	東京都新宿区	福岡営業所	福岡市博多区
開 発 分 室	東京都新宿区	東北営業所	仙台市青葉区
物 流 倉 庫	東京都江戸川区	長野開発分室	長野県長野市
大 阪 営 業 所	大阪市北区	山形総合開発センター	山形県山形市
札 幌 営 業 所	札幌市中央区	名古屋開発センター	名古屋市中村区

② 子会社

名 称	所 在 地
索利通網絡系統（上海）有限公司	中華人民共和国 上海
Soliton Systems Development Center Europe A/S	デンマーク コペンハーゲン

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
I T セ キ ュ リ テ ィ	519 (162) 名	3名増 (8) 名増
映像コミュニケーション	32 (7) 名	-1名増 (1) 名増
E c o 新 規 事 業 開 発	24 (3) 名	12名増 (1) 名増
本 社 ・ 共 通	78 (26) 名	4名減 (5) 名減
合 計	653 (198) 名	11名増 (5) 名増

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
604(198) 名	16名増(5名増)	41.2歳	11.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	108百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 78,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 19,738,888株 |
| ③ 株主数        | 7,791名      |
| ④ 大株主(上位10名) |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 Z e n - N o b o k s	82,124百株	44.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 ( 信 託 口 )	10,346百株	5.6%
ソリトンシステムズ従業員持株会	7,150百株	3.9%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,800百株	2.6%
鎌 田 信 夫	3,850百株	2.1%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	2,347百株	1.3%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,600百株	0.9%
T H E B A N K O F N E W Y O R K M E L L O N 1 4 0 0 4 0	1,466百株	0.8%
Q U I N T E T P R I V A T E B A N K ( E U R O P E ) S . A . 1 0 7 7 0 4	1,342百株	0.7%
鎌 田 祥 志	1,254百株	0.7%

(注) 1. 当社は、自己株式を1,229,687株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鎌 田 信 夫	有限会社Zen-Noboks取締役 索利通網絡系統(上海)有限公司 董事長 Soliton Systems Development Center Europe A/S 取締役
取 締 役	橋 本 和 也	I Tセキュリティ事業部長
取 締 役	見 立 宏	営業推進担当
取 締 役	鎌 田 理	I Tセキュリティ営業統括本部 本部長
取締役(監査等委員)	加 藤 光 治	北川工業株式会社 社外取締役
取締役(監査等委員)	中 村 修	慶應義塾大学環境情報学部 教授 株式会社ナノオプト・メディア 社外取締役 株式会社インターネット総合研究所 社外取締役
取締役(監査等委員)	高 徳 信 男	高德公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役(監査等委員)加藤光治氏、中村修氏及び高德信男氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)高德信男氏は、公認会計士の資格を有するものであります。
3. 当社は、取締役加藤光治氏、取締役中村修氏及び取締役高德信男氏について、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施、内部監査を行う内部監査室が監査等委員会と連携して監査活動を行っているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を支払限度額300百万円の範囲内において填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、すべての被保険者について保険料を全額当社が負担しております。

④ 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	対象員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			基本報酬	賞与
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (1)	70 (1)	57 (1)	13 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3)	12 (12)	12 (12)	- (-)
合計 （うち社外役員）	7名 (4)	83 (13)	70 (13)	13 (-)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の対象員数と報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の対象員数には、無報酬の使用人兼務取締役3名を除いております。

3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年3月24日開催の第42回定時株主総会において、年額500百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年3月24日開催の第42回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。

5. 上表の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額13百万円が含まれております。

6. 取締役に対する賞与は業績連動で支給する方針であり、その金額の算定にあたっては、売上高と利益の目標達成率で決定します。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役加藤光治氏は、北川工業株式会社の社外取締役であります。北川工業株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役中村修氏は、慶應義塾大学環境情報学部教授、株式会社ナノオプト・メディア社外取締役、及び株式会社インターネット総合研究所社外取締役であります。これらの会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役高德信男氏は、高德公認会計士事務所所長であります。高德公認会計士事務所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役（監査等委員） 加 藤 光 治	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会24回の全てに出席いたしました。会社役員を経験され、企業の経営戦略に精通しており、その豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 中 村 修	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会24回の全てに出席いたしました。大学教授として当業界に精通しており、その豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 高 徳 信 男	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会24回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその解任の理由を報告いたします。

#### ④ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検証したうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行いました。

#### ⑤ 当社の重要な子会社である索利通網絡系統（上海）有限公司及び Soliton Systems Development Center Europe A/Sは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法及び金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、行動規範を定め、当社のみならずグループの社員等にこれを周知徹底すべくホームページに公表するとともに、取締役及び執行役員は法令及び倫理規範の順守を率先垂範する。
- ・コンプライアンスやリスクマネジメント体制の整備を含むC S R活動を推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、社外取締役制度を採用し、意思決定のプロセスを含む経営全般の透明性を高める。
- ・内部監査部門として内部監査室を設置し、当社全部門及びグループの業務プロセス及び業務全般の適正性等について内部監査を行う。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書については文書管理及び保存に関する規程に基づき、書面または電磁的媒体等その記録媒体に応じて適切に保存・管理し必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業構成や事業運営に関わる事業リスク、為替変動やカントリーリスクなど外部要因に基づくリスク、新技術開発・知的財産など技術競争力に関するリスク等は、関連する社内規定に基づき、取締役会、経営会議において管理し、必要な都度対策する。また製品の品質・欠陥や環境・災害・安全に関するリスク、情報セキュリティや反社会的勢力への対応、独占禁止法・輸出管理法・下請法などコンプライアンスに関するリスクなどについてはコンプライアンス委員会及び内部監査室において重要リスクの洗い出しを行い、対策を講じる。万一不測の事態が発生した場合は、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し損害を最小限に止め事業継続体制を整える。



④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の重要事項は毎月の取締役会で討議・決定し、必要に応じ臨時取締役会を開催し、討議・決定する。また、業務執行最高責任者である代表取締役社長に対して適切な助言を行うことを目的に、執行役員及び各部門の責任者から構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行事項についての方向性や方針の確認を行う。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

- ・当社が定める関係会社管理規程及び当社と子会社との間で個別に締結される管理契約等において、子会社の経営業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ・定期的または必要に応じて、当社及び子会社の取締役が出席する役員会を開催し、子会社において重要な事項が発生した場合には、子会社に対し当社へ報告することを義務付ける。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・グループ全体のリスク管理について定めるコンプライアンス規程においてリスクごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ・グループのコンプライアンス委員会において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対策を審議する。
- ・不測の事態や危機の発生時にグループの事業継続を図るための計画を策定し、当社及び子会社の役員及び社員等に周知徹底する。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- ・グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、これに準拠した体制を構築する。

ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス規程を作成し、当社グループの全ての役員及び社員等に周知徹底する。

- ・グループにおいては、各子会社に、規模や業態に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する。
  - ・グループの役員及び社員等に対し、年1回、法令順守に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
  - ・内部監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき内部監査を実施する。
  - ・グループの役員及び社員等が直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを当社内に整備する。
- ⑥ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査等委員の職務を補助すべきスタッフは、監査等委員の指揮命令に従わなければならない。
- ⑦ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社に報告するための体制
- ・グループの役員及び社員等は、当社取締役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ・グループの役員及び社員等は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、これを発見次第、ただちに当社に報告する。
  - ・内部監査室長等監査等委員会事務局は、定期的に監査等委員である当社取締役に対する報告会を実施し、グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
  - ・グループの内部通報制度の担当部署は、グループの役員及び社員等からの内部通報状況について、定期的に当社に報告する。
- ⑧ コンプライアンス違反に関する事項を報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・グループの監査役への報告を行った当社グループの役員及び社員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び社員等に周知する。

### ⑨ 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方・整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力や団体に対し、社会常識と正義感を持ち、毅然とした対応で臨み、一切の関係を持たないことを基本的な方針としております。反社会勢力に対する統括部門を定め、必要に応じて警察や顧問弁護士、その他外部の専門機関と連携し、反社会勢力と対応する体制をとる。

### 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運営状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点については、是正措置を行い、以下の通り、より適切な内部統制システムの運用に努める。

#### ① コンプライアンス

当社は、当社及び子会社において、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。社員に対してコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに関する意識・行動、コンプライアンス違反リスクの予防体制、内部通報制度の運用などの周知徹底を図る。また、社内コンプライアンス・ホットラインを設置し、その通報先は、外部弁護士事務所及び社内窓口の責任者である管理部長に設定しております。コンプライアンスの報告、内部通報報告、利益相反に関する報告は、取締役会でなわれております。

#### ② リスク管理体制

当社は、当社及び子会社が被る損失または不利益を最小限とするためにコンプライアンス委員会及び内部監査室において重要リスクの洗い出しを行い対策を講じることとしております。万一不測の事態が生じた場合には、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し、損害を最小限に止める事業継続体制を整えることとしております。

#### ③ 監査等委員の監査体制

当社の監査等委員は、月2回以上、監査等委員会を定時ないし臨時に開催して情報交換を行うとともに、適宜グループの役員及び社員に対し業務執行にかかる事項について報告を求め、また、稟議等を閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

#### (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益分配につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針に、株主配当の充実を図りたいと考えております。

当事業年度の期末配当については、2022年2月7日開催の取締役会において、1株につき7.00円と決議させていただきました。なお、配当金の支払開始日は、2022年3月25日といたしております。

内部留保資金につきましては、より強固な経営基盤作りを目指すとともに、新製品と新サービス創出のための開発投資及びグローバル展開のための原資に充てる予定です。

# 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,780	流 動 負 債	8,687
現金及び預金	8,450	支払手形及び買掛金	820
受取手形及び売掛金	2,739	短期借入金	108
電子記録債権	705	リース債務	24
リース投資資産	49	未払金	577
商品及び製品	553	未払法人税等	340
仕掛品	76	前受収益	5,704
原材料及び貯蔵品	77	賞与引当金	562
前払費用	957	役員賞与引当金	13
その他	201	その他	535
貸倒引当金	△32	固 定 負 債	140
固 定 資 産	3,525	リース債務	25
有形固定資産	1,171	長期未払金	72
建物及び構築物	404	その他	43
車両運搬具	3	負 債 合 計	8,828
工具器具備品	175	純 資 産 の 部	
土地	584	株 主 資 本	8,414
建設仮勘定	3	資 本 金	1,326
無形固定資産	576	資本剰余金	1,401
ソフトウェア	427	利益剰余金	7,032
ソフトウェア仮勘定	133	自 己 株 式	△1,345
その他	14	その他の包括利益 累 計	46
投資その他の資産	1,777	その他有価証券 評 価 差 額 金	10
投資有価証券	104	為替換算調整勘定	35
差入保証金	508	非 支 配 株 主 持 分	16
繰延税金資産	822	純 資 産 合 計	8,477
その他	341	負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,305
貸倒引当金	△0		
資 産 合 計	17,305		

# 連結損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		17,389
売上原価		9,565
売上総利益		7,823
販売費及び一般管理費		5,455
営業利益		2,367
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	0	
為替差益	76	
助成金収入	37	
投資事業組合運用益	20	
その他の	2	136
営業外費用		
支払利息	0	
固定資産除却損	0	
支払手数料	8	
貸倒引当金繰入額	0	
その他の	0	10
経常利益		2,494
特別利益		
固定資産売却益	10	
債務免除益	93	103
特別損失		
減損損失	1	
投資有価証券評価損	50	
関係会社整理損	23	74
税金等調整前当期純利益		2,523
法人税、住民税及び事業税	585	
法人税等調整額	66	651
当期純利益		1,871
非支配株主に帰属する当期純損失		△1
親会社株主に帰属する当期純利益		1,872

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年1月1日残高	1,326	1,401	5,418	△1,230	6,916
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△259		△259
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,872		1,872
自 己 株 式 の 取 得				△114	△114
株 主 資 本 以 外 の 項目の連結会計年度中の変動額 ( 純 額 )					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	1,613	△114	1,498
2021年12月31日残高	1,326	1,401	7,032	△1,345	8,414

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価 差 額	為 替 換 算 勘 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2021年1月1日残高	11	88	99	15	7,032
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△259
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,872
自 己 株 式 の 取 得					△114
株 主 資 本 以 外 の 項目の連結会計年度中の変動額 ( 純 額 )	△0	△53	△53	0	△52
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△0	△53	△53	0	1,445
2021年12月31日残高	10	35	46	16	8,477

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,476	流 動 負 債	8,327
現金及び預金	8,335	買掛金	775
受取手形	3	短期借入金	25
電子記録債権	705	リース債務	24
売掛金	2,632	未払金	565
リース投資資産	49	未払費用	360
商品及び製品	537	未払法人税等	338
仕掛品	76	前受金	74
原材料及び貯蔵品	77	前受収益	5,532
前渡金	35	賞与引当金	553
前払費用	877	役員賞与引当金	13
関係会社短期貸付金	797	その他	63
その他	156	固 定 負 債	97
貸倒引当金	△807	リース債務	25
固 定 資 産	3,390	長期未払金	72
有形固定資産	1,074	負 債 合 計	8,425
建物	348	純 資 産 の 部	
構築物	16	株 主 資 本	8,431
車両運搬具	3	資 本 金	1,326
工具、器具及び備品	168	資本剰余金	1,401
土地	534	資本準備金	1,247
建設仮勘定	3	その他資本剰余金	153
無形固定資産	573	利益剰余金	7,049
ソフトウェア	424	利益準備金	95
ソフトウェア仮勘定	133	その他利益剰余金	6,953
電話加入権	14	繰越利益剰余金	6,953
投資その他の資産	1,742	自 己 株 式	△1,345
投資有価証券	70	評価・換算差額等	10
関係会社株式	6	その他有価証券	10
出資金	340	評価差額金	
破産更生債権等	1,434	純 資 産 合 計	8,442
長期前払費用	0	負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,867
差入保証金	502		
繰延税金資産	833		
貸倒引当金	△1,446		
資 産 合 計	16,867		



# 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		16,683
売 上 原 価		9,131
売 上 総 利 益		7,551
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,029
営 業 利 益		2,521
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18	
受 取 配 当 金	0	
為 替 差 益	84	
助 成 金 収 入	37	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	20	
そ の 他	2	163
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
固 定 資 産 除 却 損	0	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	209	
支 払 手 数 料	8	
そ の 他	0	218
経 常 利 益		2,466
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	10	
債 務 免 除 益	41	52
特 別 損 失		
減 損 損 失	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	50	50
税 引 前 当 期 純 利 益		2,468
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	584	
法 人 税 等 調 整 額	66	650
当 期 純 利 益		1,817

# 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
2021年1月1日残高	1,326	1,247	153	1,401	95	5,395	5,491	△1,230	6,988	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△259	△259		△259	
当期純利益						1,817	1,817		1,817	
自己株式の取得								△114	△114	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変 動額合計	-	-	-	-	-	1,558	1,558	△114	1,443	
2021年12月31日残高	1,326	1,247	153	1,401	95	6,953	7,049	△1,345	8,431	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 差 額	証 券 金 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年1月1日残高		11	11	6,999
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△259
当期純利益				1,817
自己株式の取得				△114
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)		△0	△0	△0
事業年度中の変 動額合計		△0	△0	1,442
2021年12月31日残高		10	10	8,442

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

株式会社 ソリトンシステムズ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鳥羽正浩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井広幸  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソリトンシステムズの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソリトンシステムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

株式会社 ソリトンシステムズ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鳥羽正浩  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石井広幸  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソリトンシステムズの2021年1月1日から2021年12月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

株式会社ソリトンシステムズ 監査等委員会

監査等委員 加藤 光 治 ㊟

監査等委員 中 村 修 ㊟

監査等委員 高 徳 信 男 ㊟

(注) 監査等委員 加藤光治、中村修及び高徳信男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めることが義務付けられることから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新設)	<p>附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第13条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名報酬委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	かまたのぶお 鎌田 信夫	1972年4月 東京工業大学応用物理、電磁性研究 室研究員 1973年9月 インテルジャパン株式会社（現インテ ル株式会社）入社 1979年3月 当社設立 代表取締役社長 （現在に至る） 1982年12月 九州工業大学 非常勤講師 （重要な兼職の状況） 有限会社 Zen-Noboks 取締役 索利通ネットワークシステム（上海）有限公司 董事長 Soliton Systems Development Center Europe A/S 取締役	385,000株
【選任理由】 鎌田信夫氏を取締役候補者とした理由は、当社の創立より代表取締役社長として強力なリーダーシップにより経営戦略を推進し、今後も当社の継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	かまたおきむ 鎌田 理	1994年4月 日本オラクル株式会社入社 2008年12月 同社 オラクルダイレクト テクニカ ルサービス部 シニアディレクター 2018年6月 同社 オラクルデジタルソリューション 第一部 シニアディレクター 2019年3月 当社非常勤取締役 2021年3月 当社入社 取締役 （現在に至る）	70,000株
【選任理由】 鎌田理氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたりIT事業に従事し豊富な経験・実績・見識を有することから、当社の事業経営についての提言を期待しているためです。今後も当社の事業経営を推進し、継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			

- (注) 1. 鎌田理氏は、当社代表取締役社長鎌田信夫氏の二親等以内の親族であります。  
2. 候補者2名と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を支払限度額300百万円の範囲内において填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名報酬委員会の答申を踏まえて、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たかとく のぶお 高德 信男	1983年4月 昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入社 1988年1月 監査法人新橋会計社（現ひびき監査法人）入社 1993年6月 高德公認会計士事務所設立 所長（現任） 1997年6月 当社社外監査役（2011年6月退任） 2012年6月 当社社外監査役（2016年3月退任） 2020年3月 当社監査等委員社外取締役 （現在に至る）	1,200株
<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>高德信男氏を社外取締役候補者とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、同氏は、会社経営に直接関与したことはありませんが、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づく企業会計の専門的見地から当社の経営を監視していただくとともに、長年の公認会計士事務所経営を含めた経験から経営全般において助言を頂戴することでコーポレートガバナンスの強化を期待しているためです。</p>			
2	かとう みつはる 加藤 光治	1969年7月 日本電装株式会社（現株式会社デンソー）入社 1998年6月 株式会社デンソー 取締役 2006年6月 株式会社デンソー 専務取締役 2010年6月 株式会社デンソー 専務取締役退任 2014年6月 北川工業株式会社 社外取締役（現任） 2015年6月 当社社外取締役（2020年3月退任） 2020年3月 当社監査等委員社外取締役 （現在に至る）	13,800株
<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>加藤光治氏を社外取締役候補者とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、会社役員を経験され、企業の経営戦略に精通しており、その経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての指導、提言を期待しているためです。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	なかむら 中村 おさむ 修	1997年4月 慶應義塾大学環境情報学部 専任講師 2000年4月 同大学環境情報学部 助教授 2006年4月 同大学環境情報学部 教授(現任) 2010年6月 株式会社ナノオプト・メディア 社外取締役(現任) 2011年6月 株式会社インターネット総合研究所 社外取締役(現任) 2015年12月 当社仮監査役 2016年3月 当社社外取締役(2020年3月退任) 2020年3月 当社監査等委員社外取締役(現在に至る)	—
<b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b> 中村修氏を社外取締役候補者とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、同氏は、大学教授として当業界に精通しており、その豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての指導、提言を期待しているためです。			

- (注) 1. 候補者3名と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高德信男氏、加藤光治氏及び中村修氏は社外取締役候補者であります。
3. 高德信男、加藤光治、中村修の3氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任年数は、は本総会の終結の時をもって2年になります。
- なお、当社は2020年3月24日に監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しておりますが、加藤光治氏と中村修氏は移行時において社外取締役でありました。両名の移行時における社外取締役としての在任期間は次の通りです。
- 加藤光治 4年9ヶ月  
中村 修 4年
4. 当社は高德信男氏、加藤光治氏及び中村修氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、高德信男氏、加藤光治氏および中村修氏の選任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を支払限度額300百万円の範囲内において填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 高德信男氏、加藤光治氏及び中村修氏は東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出たしております。

[ご参考]

第2号議案および第3号議案の候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）

氏名	企業経営	営業企画	技術開発	国際性	リスク管理	財務会計
鎌田 信夫	●	●	●	●		
鎌田 理		●	●		●	
高德 信男（社外）					●	●
加藤 光治（社外）	●	●	●	●	●	
中村 修（社外）	●	●	●	●		

**第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

当社は法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役を選任しております。2020年3月24日開催の第42回定時株主総会において選任されました佐藤英明氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、指名報酬委員会の答申を踏まえて、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
さとう ひであき 佐藤 英明	1970年4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社） 入社 2003年6月 NTTビジネスアソシエ株式会社 代表取締役 常務 2004年6月 NTT東京電話帳株式会社 代表取締役社長 2009年6月 NTTコミュニケーションズ株式会社 常勤監 査役 2013年7月 株式会社イセトー 顧問（現任） 2016年3月 当社社外監査役 2020年3月 当社補欠監査等委員取締役 （現在に至る）	ー
<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>佐藤英明氏を補欠の社外取締役候補者とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、会社役員を経験され、その経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の経営を監視していただくとともに、経営全般において助言を頂戴することでコーポレートガバナンスの強化を期待しているためです。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤英明氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、佐藤英明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を支払限度額300百万円の範囲内において填補することとしております。佐藤英明氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

候補者生年月日

鎌田 信夫 1940年11月13日

鎌田 理 1970年5月30日

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

候補者生年月日

加藤 光治 1947年1月3日

中村 修 1959年12月1日

高德 信男 1959年10月16日

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

候補者生年月日

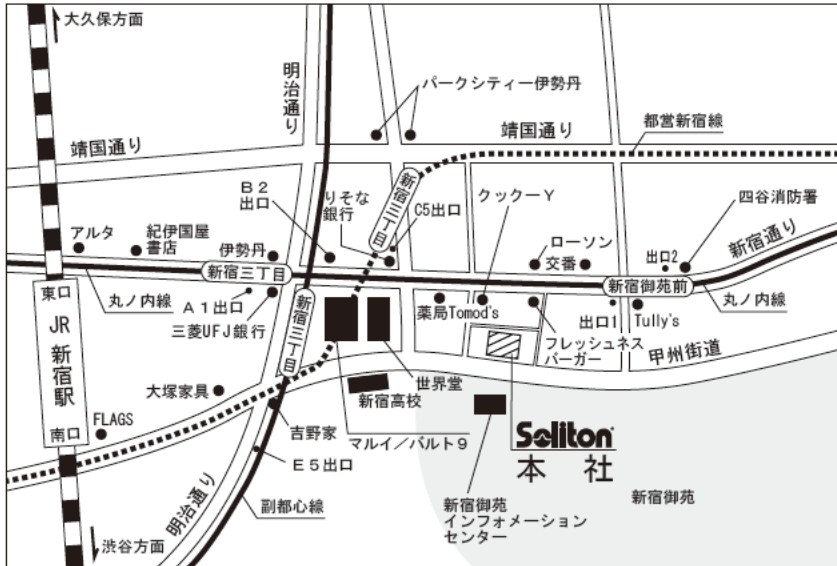
佐藤 英明 1947年6月13日

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区新宿二丁目4番3号  
株式会社ソリトンシステムズ  
本社 7階ホール  
TEL 03-5360-3801



交通○東京メトロ丸ノ内線、副都心線

「新宿三丁目」下車 (A1出口) 徒歩4分

「新宿御苑前」下車 (1番出口) 徒歩3分

○都営新宿線

「新宿三丁目」下車 (C5出口) 徒歩3分

○JR山手線

「新宿」南口下車 徒歩8分

(注) 駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。